

神戸市建築工事検査技術基準を次のように定める。

平成 19 年 8 月 1 日

建設局長

神戸市建築工事検査技術基準

(目的)

第 1 この基準は、神戸市工事検査規程第 8 条に基づき、建築工事並びにこれに付帯する設備工事の検査（担保検査を除く、以下同様）の技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第 2 検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、契約書及び設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断及び技術的評価を行うものとする。

2 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び出来高検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(工事実施状況の検査)

第 3 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種記録（写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種の記録」という）と契約書及び設計図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第 4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合において、必要があると認められるときは、検査員は契約書の定めるところにより、工事の施工部分を破壊して検査を行うことができる。

(品質の検査)

第 5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合において、必要があると認められるときは、検査員は契約書の定めるところにより、工事の施工部分を破壊して検査を行うことができる。

(出来ばえの検査)

第 6 出来ばえの検査は、仕上がり状態、納まり、形状、配置、関連工事（密接に関連する別契約の工事をいう。）との調和等について技術的な評価を行うものとする。ただし、出来高検査及び中間技術検査時において出来ばえの技術的評価が困難な場合、これを省略することができる。

(その他)

第 7 検査に必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成 19 年 8 月 1 日より適用する。

別表

工事の実施状況の検査留意事項

| 項目 | 関係書類 | 内容 |
|-------------|----------------------------|---|
| 1 契約書等の履行状況 | 契約書、設計図書 | 指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。） |
| 2 工事施工状況 | 施工計画書 工事打合せ簿 その他関係書類 | 施工方法、品質管理計画及び自社の基準 関連工事（注）との調整、 現場管理状況、工事写真 |
| 3 工程管理 | 実施工工程表 工事打合せ簿 | 工程管理状況及び進捗内容 |
| 4 安全管理 | 契約書 設計図書 工事打合せ簿 | 安全管理状況及び措置内容 関係法令の遵守状況 |
| 5 施工体制 | 施工計画書 施工体制台帳 | 適正な施工体制の確保状況 |

注）関連工事とは密接に関係する別契約の工事をいう。